

2 多文化共生社会の推進

(1) 日本語と日本社会に関する学習支援

一番のコミュニケーション手段である言葉（日本語）の学習支援を引き続き行うと共に、増加する外国人生徒のために、日本語教師の養成に努めます。また、より多くの外国人が日本語教室に通えるよう、広く周知します。

また、簡単な日本語と外国語の単語集の配布などを行い、市民と外国人のコミュニケーションを助けます。

(2) 多文化共生の意識啓発

国は、日本に在留する外国人の人権について保障しており、「人権教育・啓発に関する基本計画」では、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重や外国人との共生に向けた相互理解のための取組みを明記しています。本市でも、外国人が日本人と平等に生活できるよう市民の意識を啓発します。

①学校が

地域に住む外国人を学校に招き、児童・生徒が異文化交流のできる機会を作り、外国人の人権を守り、違いを認めながら共生していく意識を高める指導をします。

外国人児童・生徒が在籍する学校では、保護者とのコミュニケーションを十分に心がけ、PTA、地域、ボランティア団体、行政等が一体となってその国の文化や習慣などを理解し、本市の児童・生徒と早く仲間になれるように受入れ体制づくりを検討します。

とりわけ、外国人児童・生徒の日本語教育に配慮し、学校や地域に早くなじめるよう支援します。

②地域が

外国人が地域で孤立したり、お互いの理解不足からのトラブルを防ぐため、日頃から、地域で市民と外国人が、挨拶をしたり、地域や自治会の行事やイベントなどにも外国人が参加しやすいよう工夫し、参加を促します。

自治会と外国人住民の意見交換ができる懇談会を設け、自治会の仕組みや地域のルールなどについて外国人に周知を図るとともに、お互いの理解を深めます。

③行政が

市民が外国人を同じ一人の人間として尊重していけるよう多文化共生について周知していきます。

外国人が正当な理由もなく、入居や、施設の利用拒否・制限を受けないうよう、人権擁護の広報をします。

外国人も多文化共生の意識を持って、地域住民として主体的に活動できるよう、外国人コミュニティや自助組織等がコミュニケーションをとり合えるように支援します。

(3) 外国人の生活支援

①情報提供

地域のルール、生活情報、習慣などの情報を通訳ボランティアや外国人の自助組織と連携し、多言語情報誌を作成し、より多くの外国人に提供します。

新居浜市のホームページ上における国際化に関する情報を充実します。

いろいろな制度についての説明、ごみの出し方説明会、交通ルール説明会などを開ける体制をつくります。

②環境整備

公共施設の看板、市役所内の表示の外国語併記を推進します。

また、ピクトグラム（絵文字）を活用し、わかりやすい標識の整備に努めます。

③労働環境

商工会議所などと連携し、外国人労働者、研修生・実習生や受入れ企業の実態について把握に努めます。そして、外国人労働者などのケアや企業の相談の支援について対応ができるネットワークづくりに努め、労働環境の改善などを促します。

④災害時の支援

自治会などと連携を取り、日本語支援の必要な外国人の所在情報などの把握に努め、防災情報の提供を行います。

また、災害時の情報伝達方法、支援などについて検討します。

⑤医療・保健・福祉

夜間診療や救急車、外国語対応可能な病院・薬局の情報を多言語で提

供します。

通訳の必要な外国人が病院に行く時に協力できるボランティアを募集し、外国人の支援システムの構築を目指します。

母子健康手帳に加え、健診や予防接種の案内など、子育て支援に必要な情報を多言語で提供します。